

様式第1号(第4条関係)



中 都 区 保 第 1 号
平 成 26 年 4 月 1 日

沖縄県那覇市泉崎1丁目12番7号
社団法人沖縄県宅地建物取引業協会
会 長 徳 嶺 春 樹 殿

那覇広域都市計画事業
南上原土地区画整理事業
施行者 中城村
代表者 中城村長 浜田京介



南上原土地区画整理事業
保留地処分の情報提供依頼書

保留地処分の情報提供につきまして、那覇広域都市計画事業南上原土地区画整理事業の施行に伴う保留地処分に係る情報提供及び媒介に関する協定書第4条第1項の規定により依頼します。

記

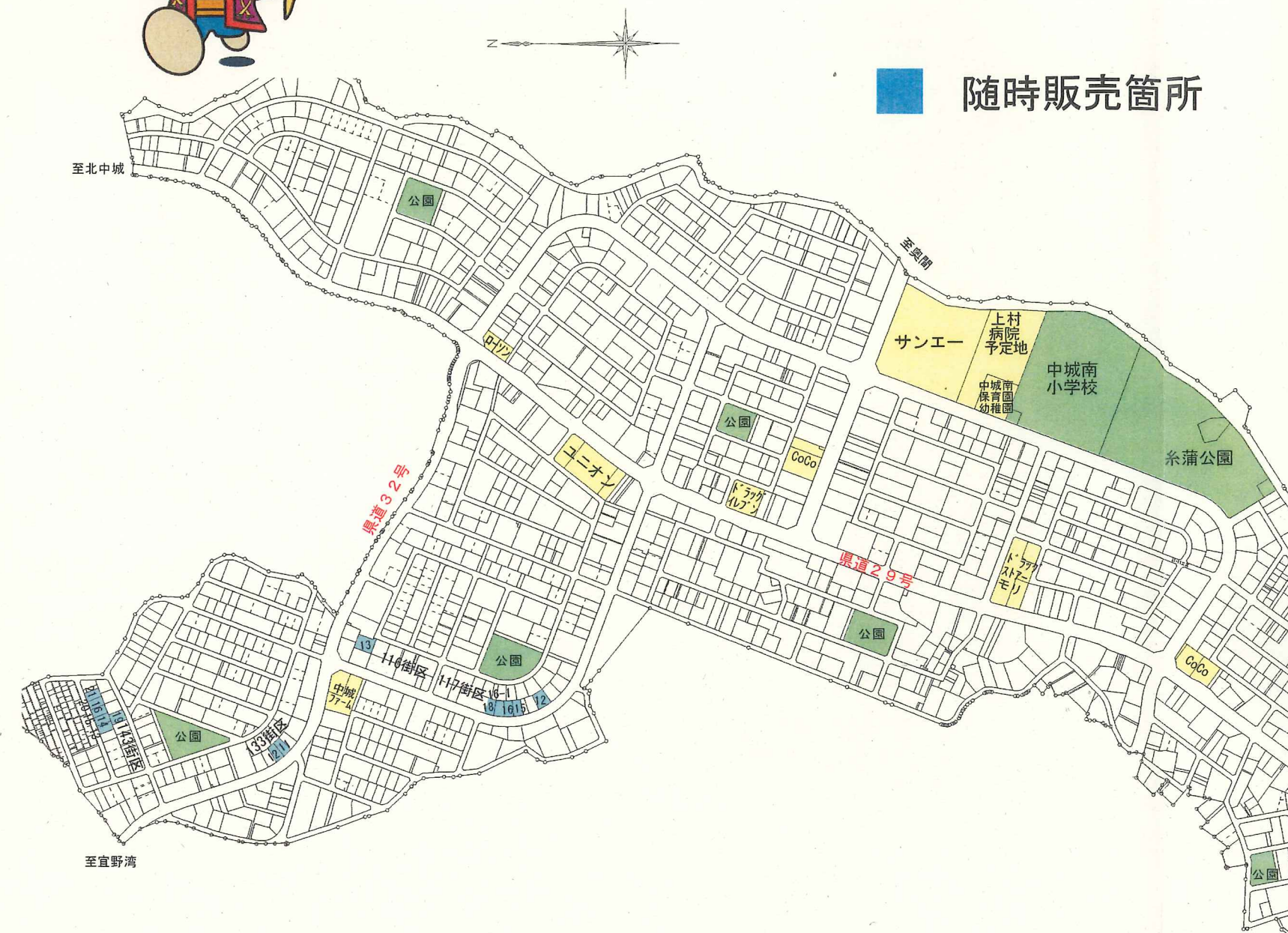
保留地番号	街区	画地	予定面積(㎡)	㎡当り単価(円)	売買価格(円)
1	117	12	299.55	86,600	25,941,030
2	117	15	208.07	86,600	18,018,862
3	117	16	208.64	86,600	18,068,224
4	117	16-1	208.34	86,600	18,042,244
5	117	18	217.23	86,600	18,812,118
6	133	11	211.64	88,900	18,814,796
7	133	12	211.66	88,900	18,816,574
8	143	12	167.35	59,700	9,990,795
9	143	13	167.35	59,700	9,990,795
10	143	14	167.35	59,700	9,990,795
11	143	15	167.35	59,700	9,990,795
12	143	16	167.35	59,700	9,990,795
13	143	20	167.35	59,700	9,990,795
14	143	21	167.35	59,700	9,990,795

取扱期間は、依頼の日から平成27年3月31日までとします。



とよむ文化とふれあいの丘・中城村南上原 かがやく海と緑、グスクが語る歴史と未来

随時販売保留地価格表



随時販売箇所

街区	画地	面積		販売価格	坪単価 (千円)	用途地域	建ぺい率	容積率
		(㎡)	(坪)					
116 街区	13 画地	377.10	114.1	27,415,170	241 千円	第1種低層住居地域	50%	150%
117 街区	12 画地	210.48	63.6	16,270,104	286 千円	第1種中高層住居地域	60%	200%
117 街区	15 画地	298.23	90.2	25,826,718	286 千円	"	"	"
117 街区	16 画地	210.48	63.6	16,270,104	286 千円	"	"	"
117 街区	16-1 画地	298.23	90.2	25,826,718	286 千円	"	"	"
117 街区	18 画地	211.64	64.0	18,814,796	286 千円	"	"	"
133 街区	11 画地	211.64	64.0	18,814,796	295 千円	"	"	"
133 街区	12 画地	211.66	64.0	18,816,574	295 千円	"	"	"
143 街区	12 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	第1種低層住居地域	50%	150%
143 街区	13 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	"	"	"
143 街区	14 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	"	"	"
143 街区	15 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	"	"	"
143 街区	16 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	"	"	"
143 街区	20 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	"	"	"
143 街区	21 画地	167.35	50.6	9,990,795	197 千円	"	"	"

●事業概要はHPでご確認ください

南上原 保留地

検索

★申込事項

- ①申込の際は、保留地買受け申請書、住民票抄本、身分証明書(本籍地市町村発行)、印鑑証明を添付のうえ提出ください。
- ②保留地売却決定通知を受けた者は、10日以内に契約金の100分の10以上の契約保証金を納付し、保留地売買契約を締結する。
- ③契約締結後は、60日以内に残金を納付する。
- ④契約不履行の場合は、契約を解除し契約保証金は返還しません。
- ⑤その他、那覇広域都市計画事業南上原土地区画整理事業の保留地処分に関する規則による。

◎保留地とは、土地区画整理事業の事業費に充てるため、土地区画整理事業施行者が処分(売却)する土地のことをいいます。

◎上記保留地は現状販売としますので、現地をよく確認して下さい。

◎南上原土地区画整理事業地区は、建築物の制限に関する条例(地区計画)が施行されています。

◎処分価格は確定面積(㎡)により算出しています。



歴史の道



あがいていだ橋